

人気の電気自動車（EV）を使ったカーシェアリングを体験しよう！

京都市では、低炭素社会と公害のない社会の実現を目指して、次世代自動車の普及促進事業に取り組んでいます。

その取組の一つとして、電気自動車（EV）を使ったカーシェアリングの試行実験を行っています。この機会に、電気自動車に乗って、低炭素・低公害の生活をぜひご体験ください！

- ◎ 期 間：平成24年2月29日まで（12月30日～1月3日を除く）
- ◎ 貸出時間：午前9時～午後6時 任意の時間帯で貸出します。
- ◎ 対 象 者：普通自動車免許をお持ちの方
- ◎ 利用料金：無料
- ◎ 貸出回数：最大2回まで



ご利用方法

ご利用についての各種注意事項等は、**利用説明会**にて詳しい説明を行います。また、専用ホームページでもご利用方法や注意事項等をご覧ください。

【専用ホームページ】<http://www.ecoloca.jp/kyoto/index.html>



STEP1

まず、利用説明会にお申し込みください！

インターネット受付（24時間）

<https://www.n-p-d.co.jp/ecoloca/kyoto/form.php>

お問合せ先 0120-856924（日本駐車場開発株式会社）

STEP2

利用説明会で、ICカードをお渡しします！

ご利用に関するご説明と、免許証の確認、ICカードの発行を行います。

【ご持参いただくもの】免許証、現住所を確認できるもの

ICカードの預かり金1000円

STEP3

車両を予約し、カーシェアリングを利用！

インターネットより車両をご予約ください、

【予約はこちら】<https://www2.car-share.jp/ecoloca/login.html>

ご予約の日時に車両貸出しステーションへ行き、ICカードを読み取り部にかざすと利用開始になります。

目次

●人気の電気自動車（EV）を使ったカーシェアリングを体験しよう！	1
●省エネの課題を抱える事業所を省エネアドバイザーが訪問支援します	2
●京都市における大気、水質等環境調査結果（平成22年度）	3
●京都市における公害苦情の状況（平成22年度）	9
●トイレの水洗化を考えておられる皆様へ	11
●微量PCBの分析費用の補助金交付のおしらせ	12
●観光でも使えるカーシェアリング！	14

省エネの課題を抱える事業所を 省エネアドバイザーが無料で訪問支援します！！

京都市では、市内事業所の大多数を占める中小規模の事業所における省エネルギーの取組を推進するため、省エネアドバイザーが事業所を訪問し、省エネの取組をアドバイスする事業を実施しています。省エネアドバイザーの訪問支援を希望される事業所を募集していますので、この機会にぜひお申し込みください。



○支援期間 **平成24年3月30日（金）まで**
(受付：月曜日から金曜日（祝日を除く）、午前9時から午後5時まで)

○訪問予定件数 **72件**
(なお、訪問件数が予定件数に達した場合は、期間内であっても申込受付を終了することがあります。)

○申込窓口

- ・京都市環境政策局地球温暖化対策室 TEL:222-4555
- ・財団法人京都高度技術研究所(京都市中小企業支援センター) TEL:366-5222
- ・特定非営利活動法人KES環境機構(省エネアドバイザー業務実施団体) TEL:321-4767

○詳細は次のホームページを御参照ください。
<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000103722.html>

○インターネットで、 を 検索！！

京都市における大気，水質等環境調査結果 (平成22年度)

京都市では、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づき大気、水質（河川、地下水）、自動車騒音等の環境調査を行い、その状況を把握しています。この度、平成22年度の調査結果を取りまとめました。

1 大気に係る環境調査結果

(1) 窒素酸化物，浮遊粒子状物質等に係る常時監視結果

大気汚染に係る国の環境基準及び京都市環境保全基準（以下「市保全基準」という。）が定められている次の5項目について、市内16局で大気汚染常時監視を行っています。

ア 調査地点

- 一般環境大気測定局
（以下「一般局」という。）10局
- 自動車排出ガス測定局
（以下「自排局」という。）6局

イ 調査項目

二酸化硫黄，二酸化窒素，浮遊粒子状物質，一酸化炭素，光化学オキシダント

ウ 結果概要

- 二酸化硫黄，浮遊粒子状物質，一酸化炭素は測定を実施した測定局全局で環境基準及び市保全基準を達成
- 二酸化窒素は全局で環境基準を達成しており，市保全基準（当分の間の基準）は一般局で10局中9局，自排局で6局中3局が達成
- 光化学オキシダントは測定を実施した測定局全局で環境基準及び市保全基準を超過

エ 経年変化

各調査項目の年平均値の経年変化については、概ね減少傾向からほぼ横ばい

(2) 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

有害大気汚染物質（継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあり、大気汚染の原因となるもの）のなかの揮発性有機化合物等及び金属類である優先取組物質のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン等の19物質を対象に調査を行っています。

ア 調査地点

一般環境調査1地点（市役所）、固定発生源周辺調査1地点（生活環境美化センター）、沿道調査2地点（自排局大宮、自排局山科）の計4地点

イ 結果概要

環境基準が設定されているベンゼン（全4地点）、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン（一般環境調査及び固定発生源周辺調査の2地点）の4物質は、環境基準を全地点で達成

図1 大気汚染常時監視地点

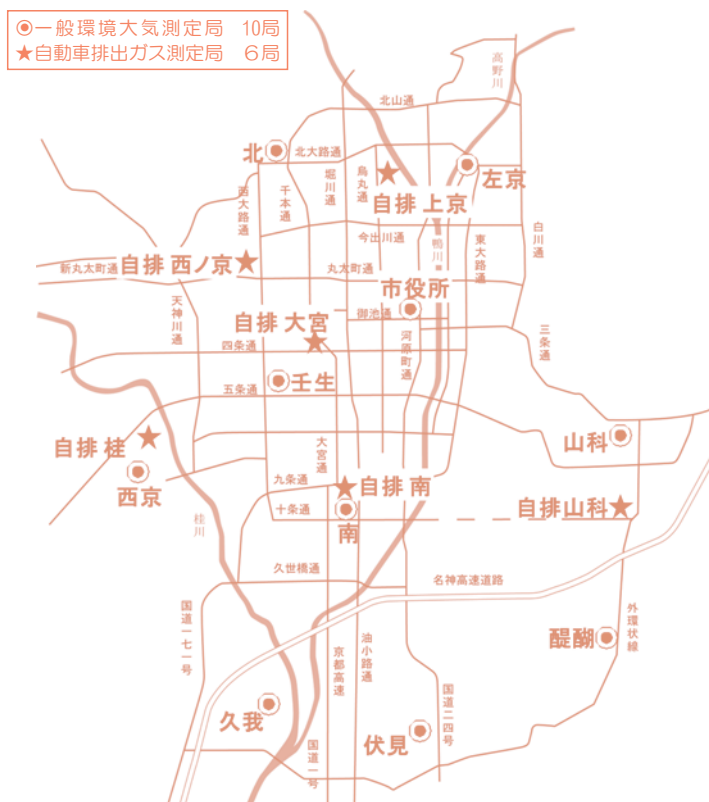


表1 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の環境基準等達成状況（平成22年度）

種別	測定局名	二酸化硫黄 (SO ₂)			二酸化窒素 (NO ₂)				浮遊粒子状物質 (SPM)		一酸化炭素 (CO)			光化学オキシダント (O _x)	
		1日 平均値 (2%除外値) ppm	達成 状況		1日 平均値 (98%値) ppm	達成状況			1日 平均値 (2%除外値) mg/m ³	達 成 状 況	1日 平均値 (2%除外値) ppm	達成 状況		1時間値 の最高値 ppm	達 成 状 況
			環 境 基 準	市 保 全 基 準		環 境 基 準	当 分 の 間 の 基 準	市 保 全 基 準				環 境 基 準	市 保 全 基 準		
一般局	市役所	0.007	○	○	0.032	○	○	×	0.058	○	—	—	—	0.124	×
	壬生	0.007	○	○	0.032	○	○	×	0.052	○	—	—	—	0.115	×
	南	0.008	○	○	0.038	○	○	×	0.044	○	—	—	—	0.127	×
	伏見	0.007	○	○	0.041	○	×	×	0.051	○	—	—	—	0.129	×
	山科	0.007	○	○	0.030	○	○	×	0.050	○	—	—	—	0.135	×
	左京	0.006	○	○	0.023	○	○	×	0.046	○	—	—	—	0.132	×
	西京	0.006	○	○	0.031	○	○	×	0.048	○	—	—	—	0.127	×
	久我	0.008	○	○	0.037	○	○	×	0.052	○	—	—	—	0.127	×
	北醍醐	—	—	—	0.025	○	○	×	—	—	—	—	—	0.117	×
自排局	南大宮	—	—	—	0.049	○	×	×	0.057	○	1.0	○	○	—	—
	山科	—	—	—	0.045	○	×	×	0.050	○	0.9	○	○	—	—
	上京	—	—	—	0.026	○	○	×	0.050	○	0.7	○	○	—	—
	西ノ京	—	—	—	0.033	○	○	×	0.046	○	0.9	○	○	—	—
	桂	0.006	○	○	0.025	○	○	×	0.051	○	0.7	○	○	—	—
	環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。			1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。				1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。		1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。			1時間値が0.06ppm以下であること。	
市保全基準	1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であること			1時間値の1日平均値が0.02ppm以下、当分の間の基準は0.04ppm以下であること				環境基準と同じ		1時間値の1日平均値が5ppm以下であること			環境基準と同じ		

注1 表中の「環境基準」とは国の環境基準、「市保全基準」とは京都市環境保全基準です。
注2 表中の一印は、測定を実施していないことを示します。
注3 測定結果欄の1日平均値は、長期的評価による環境基準等達成評価の指標となる値（1日平均値の年間98%値又は年間2%除外値）です。二酸化硫黄については、環境基準は2%除外値で評価しますが、市保全基準は98%値で評価します。
注4 達成状況欄の○は達成、×は非達成を示します。
注5 SO₂、SPM、COは、環境基準を超える日が2日以上連続した場合にも非達成と評価します。

国の環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準
京都市環境保全基準：市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、京都市が独自に定めているもの

2 水質に係る環境調査結果

(1) 河川水質常時監視結果

水質汚濁に係る環境基準が定められている、生活環境の保全に関する項目（9項目）及び人の健康の保護に関する項目（26項目）について、市内河川（22河川42地点）で水質常時監視を行っています。

ア 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

(ア) 調査地点

22河川42地点

(イ) 結果概要

- ・水質汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）は、環境基準の水域類型があてはめられている全13水域26地点で環境基準を、また、市保全基準の水域類型があてはめられている全25水域37地点で市保全基準を達成
- ・平成21年11月に1河川（宇治川）2水域に水域類型があてはめられた水生生物の保全に係る水質環境基準の項目である全亜鉛は、2水域で測定した2地点とも環境基準を達成

表2 水域類型別BODの環境基準及び市保全基準の達成状況

類型		水域数*	達成水域数 (達成率 (%))	測定 地点数	達成地点数 (達成率 (%))
環境基準	AA	2	2 (100)	2	2 (100)
	A	5	5 (100)	10	10 (100)
	B	5	5 (100)	12	12 (100)
	C	1	1 (100)	2	2 (100)
	計	13	13 (100)	26	26 (100)
市保全基準	AA	3	3 (100)	3	3 (100)
	A	12	12 (100)	19	19 (100)
	B	7	7 (100)	12	12 (100)
	C	3	3 (100)	3	3 (100)
	計	25	25 (100)	37	37 (100)

* 環境基準又は市保全基準の水域類型があてはめられている水域の数

表3 全亜鉛の環境基準の達成状況

類型	水域数*	達成水域数 (達成率 (%))	測定 地点数	達成地点数 (達成率 (%))
生物B	2	2 (100)	2	2 (100)

* 環境基準の水域類型があてはめられている水域の数

イ 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

(ア) 調査地点

22河川42地点

(イ) 結果概要

全地点で環境基準及び市保全基準を達成

(2) 河川上流域の水質調査結果

生活排水が河川水質に影響すると考えられる河川の上流域（公共下水道の整備されていない地域）で、定期的に水質調査を行っています。

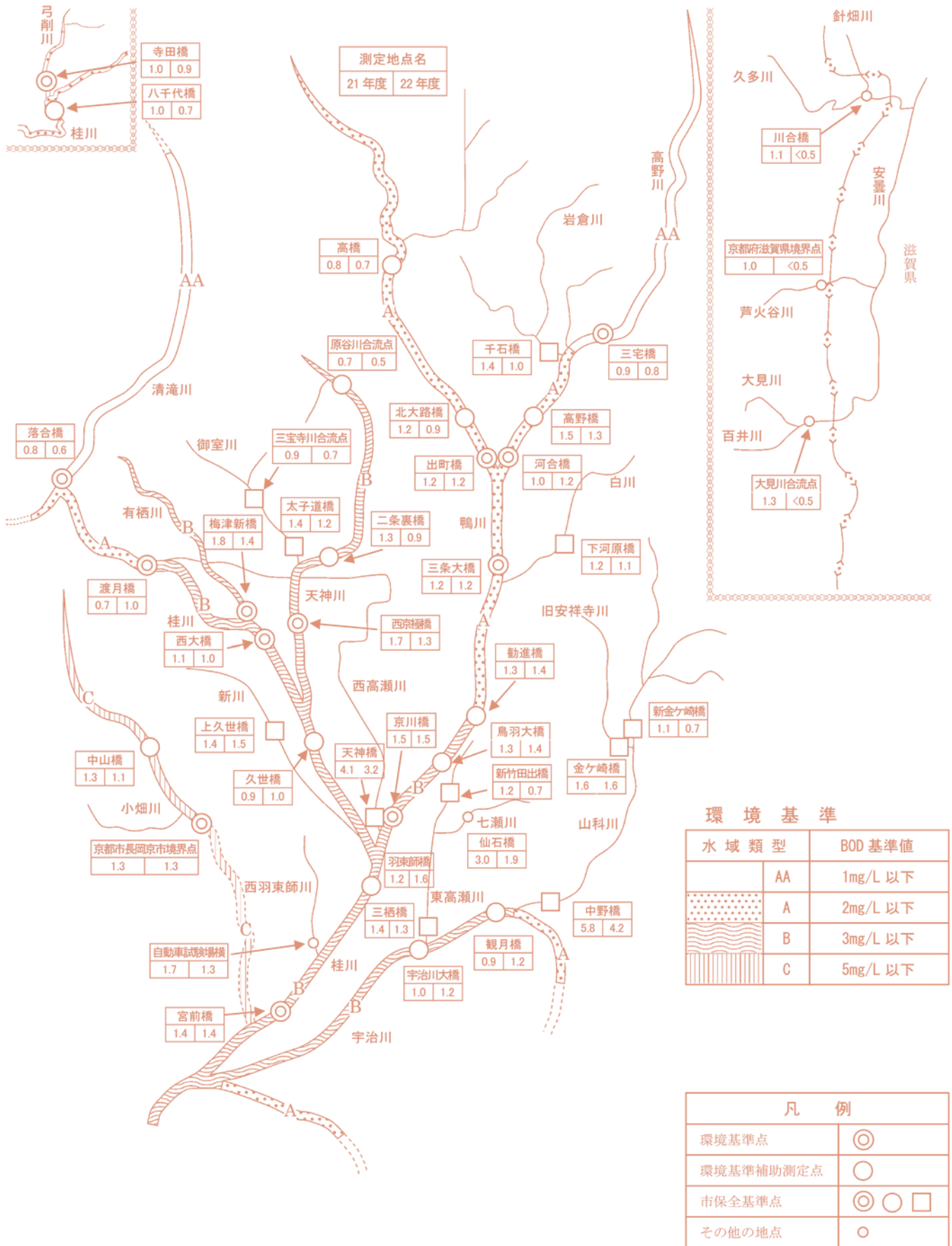
ア 調査地点

9河川10地点

イ 結果概要

BOD（生物化学的酸素要求量）の年間平均値は、環境基準及び市保全基準の水域類型があてはめられている全地点で、環境基準値及び市保全基準値を達成

図2 BODの75%水質値（平成21年度，平成22年度対比 単位：mg/L）



(3) 河川水質の環境ホルモン調査結果

環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）による汚染状況を把握するため、市内河川でノニルフェノール等4物質について調査を行っています。

ア 調査地点

7河川11地点

イ 結果概要

全地点で全項目が不検出

(4) 地下水質常時監視結果

揮発性有機化合物、重金属・PCB等合計29項目について、地下水質常時監視を行っています。

平成22年度の調査としては、全体的な地下水質の概況を把握するための「概況調査」と、過去に汚染が確認された地点について継続的にその動向を把握するための「継続監視調査」を行いました。

ア 調査地点

48地点

イ 結果概要

テトラクロロエチレンは41地点中2地点、砒素は18地点中3地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は15地点中1地点、ふっ素は13地点中1地点の井戸で環境基準を超過（超過している地点は、平成21年度までに基準超過した継続監視調査地点のみである。）

表4 地下水質調査項目及び地点数

（ ）内は環境基準超過地点数

項目		項目数	概況調査	継続監視調査	地点数合計	
環境基準項目	揮発性有機化合物	テトラクロロエチレン	1	12	29(2)	41(2)
		塩化ビニルモノマー・1,4-ジオキサン	2	12		12
		他の揮発性有機化合物	9	12	29	41
	重金属・PCB	砒素	1	12	6(3)	18(3)
		他の重金属・PCB	7	12		12
	農薬類 4項目		4	1		1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		1	12	3(1)	15(1)
	ふっ素		1	12	1(1)	13(1)
	ほう素		1	12		12
	要監視項目（ニッケル・アンチモン）		2	3		3
全体		29	12	36(6*)	48(6*)	

* 同一地点で砒素及びふっ素の環境基準を超過

3 ダイオキシン類に係る一般環境調査結果

ダイオキシン類に係る汚染の状況について把握するため、大気、河川水質、河川底質、地下水及び土壌において、常時監視を行っています。平成22年度の結果は、表5のとおりです。

表5 ダイオキシン類一般環境調査結果

項目（単位）	地点数	平成22年度 ダイオキシン類濃度		過去5年(H17～H21)の 平均値（濃度範囲）	環境 基準
		平均値	濃度範囲		
大 気（pg-TEQ/m ³ ）	9*	0.020	0.0063～0.062	0.028（0.0052～0.086）	0.6
河川水質（pg-TEQ/L）	13*	0.11	0.015～0.73	0.073（0.011～0.57）	1
河川底質（pg-TEQ/g）	13*	1.1	0.42～3.6	1.0（0.12～4.9）	150
地 下 水（pg-TEQ/L）	9	0.016	0.015～0.019	0.034（0.010～0.066）	1
土 壌（pg-TEQ/g）	15	2.1	0.0029～9.5	2.3（0.0042～12）	1,000

* 毎年、同一地点で測定を実施

(1) 結果概要

全地点で環境基準を達成

(2) 経年変化

大気調査結果、河川水質調査結果の経年変化については、図3及び図4のとおり減少傾向からほぼ横ばい

図3 大気調査結果の経年変化(年間平均値)

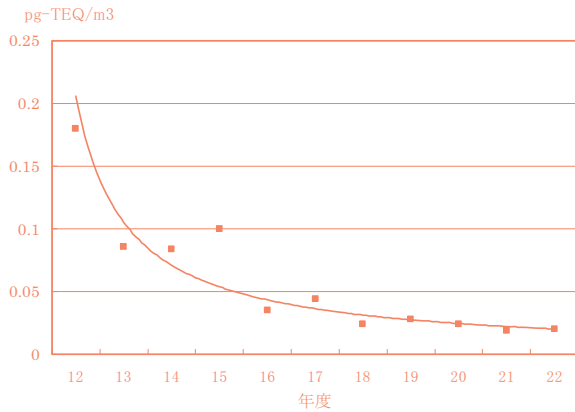
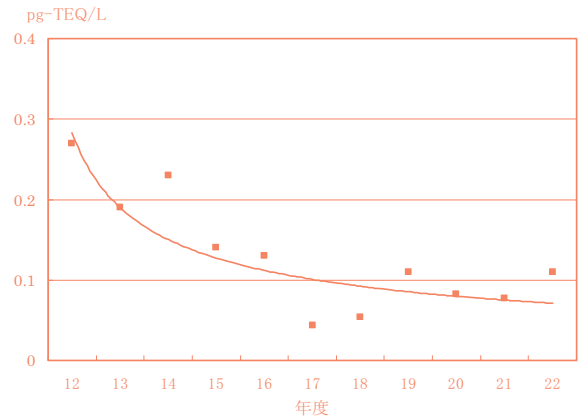


図4 河川水質調査結果の経年変化(年間平均値)



4 自動車騒音に係る調査結果

自動車騒音に係る環境基準の達成状況を評価するため、主要道路において騒音測定を実施し、その結果から評価区間ごとに道路の両側50m以内の住居等を対象として、環境基準を達成している戸数及びその割合の把握を行っています。

(1) 調査地点

国道、府道及び市道の主要道路39地点
(評価区間79区間、評価対象戸数50,132戸)

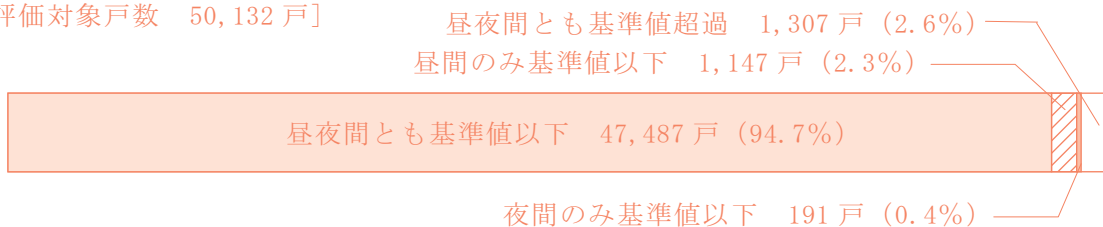
(2) 結果概要

(評価対象 50,132戸)

- ・昼間(午前6時から午後10時)及び夜間(午後10時から翌日の午前6時)とも環境基準を達成しているのは、47,487戸(94.7%)
- ・昼夜間とも環境基準を超過しているのは、1,307戸(2.6%)

図5 環境基準達成状況

[評価対象戸数 50,132戸]



京都市における公害苦情の状況 (平成22年度)

京都市では、市民の皆様からの騒音や悪臭などの公害に関する苦情のお申し出について、環境共生センターが窓口となり、発生源に対する立入調査や指導を行うとともに、各関係機関との連携のもと、早期解決に向けて取り組んでいます。

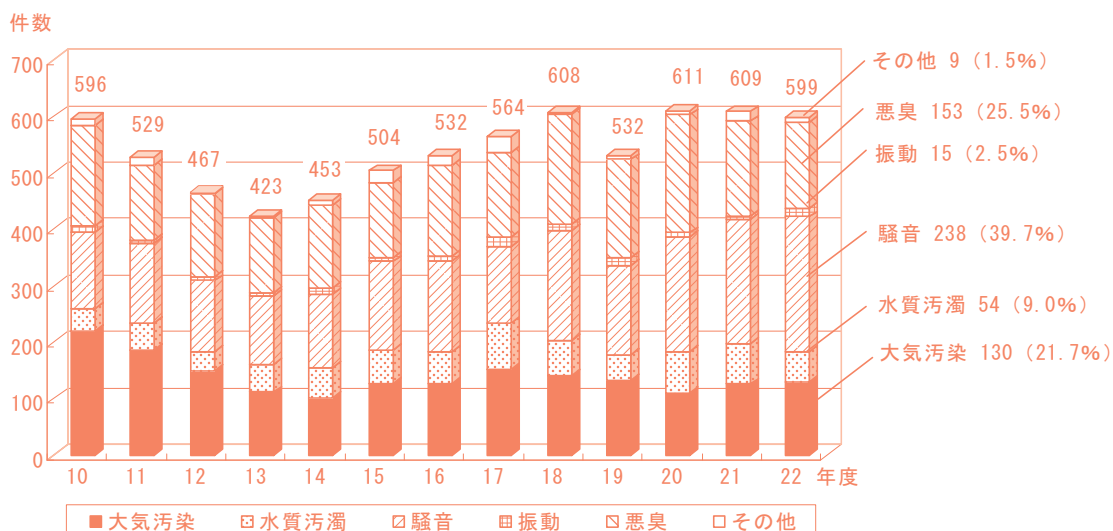
この度、平成22年度に本市で受け付けた公害苦情の状況について取りまとめましたので、お知らせします。

1 公害の種類別苦情件数とその推移 (図-1 参照)

平成22年度に本市で受付けた公害苦情の件数は599件で、前年度(平成21年度)の609件とほぼ同数となっており、公害苦情件数は、近年は年間600件前後で推移しています。

公害の種類別にみると、騒音が238件(全公害苦情件数の39.7%)と最も多く、次いで悪臭が153件(同25.5%)、大気汚染が130件(同21.7%)などで、騒音及び悪臭の割合が全体の65.3%となっており、近年は騒音及び悪臭が大半を占めています。

図-1 公害の種類別苦情件数とその推移



※その他とは、土壌汚染及び地盤沈下並びに典型7公害以外の苦情です。

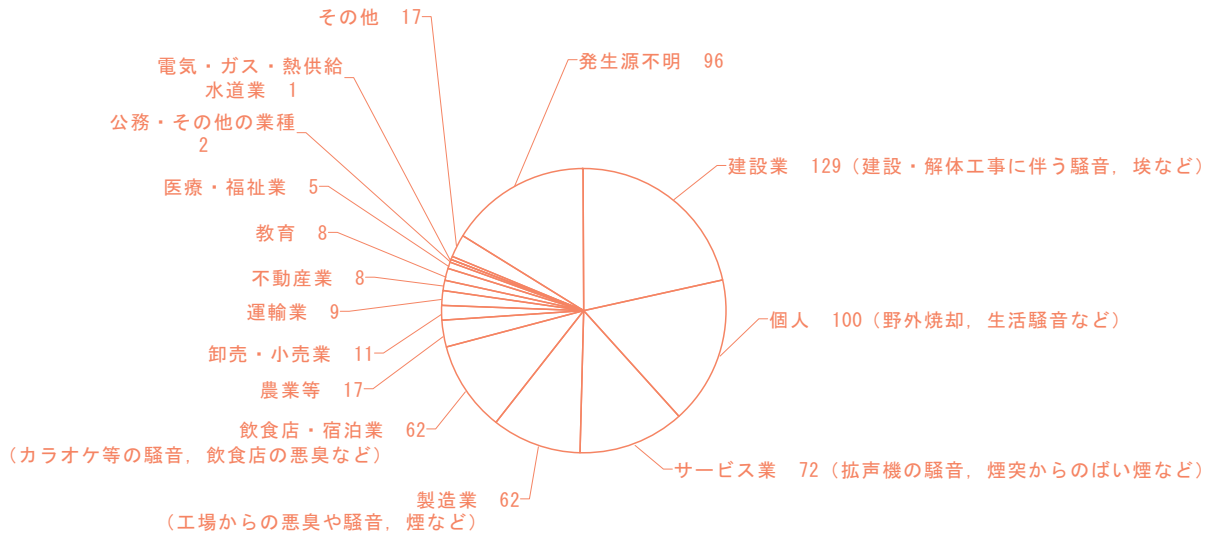
苦情件数の大半を占める騒音及び悪臭苦情を発生源別にみると、騒音苦情としては、カラオケ騒音、飲食店からの人の話し声や音響機器の騒音等の近隣騒音が最も多く、次いで建設・解体工事に伴う騒音と工場等の操業時の機械騒音などとなっています。悪臭苦情としては、印刷業や食品製造業からの悪臭などの工場等の操業に伴うものが最も多く、次いで浄化槽からの悪臭などの生活関連の苦情などとなっています。昨今は、環境意識の高まりや生活様式の多様化により、近隣者間の苦情が増加傾向にあります。

2 公害の発生源別苦情件数 (図-2 参照)

公害の発生源の業態別苦情件数をみると、建設業が129件(全公害苦情件数の21.5%)と最も多く、次いで個人が100件(同16.7%)、サービス業が72件(同12.0%)等となっています。

近年、建設業、個人、サービス業及び製造業が原因となる件数が多い傾向にあります。

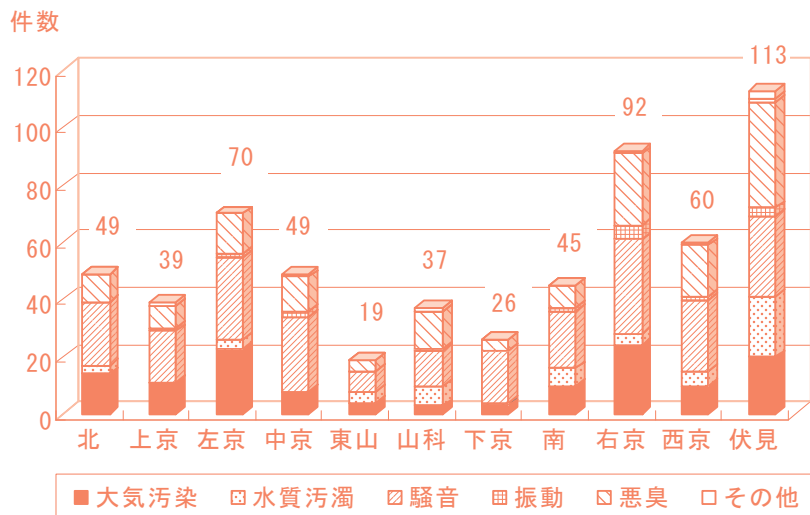
図-2 公害の発生源別苦情件数



3 行政区別苦情件数 (図-3参照)

行政区別の苦情件数をみると、伏見区が最も多く113件(全公害苦情件数の18.9%)、次いで右京区92件(同15.4%)、左京区70件(同11.7%)、西京区60件(同10.0%)などとなっています。また、昨年度と比較して苦情件数の大きな増減があった行政区は、西京区が建設・解体工事に伴う騒音などの苦情で32件増加し、伏見区が29件減少しています。

図-3 行政区別苦情件数



4 公害苦情の解決率等

平成22年度の全公害苦情件数(599件)に占める解決した苦情件数は576件で、その解決率は96.2%となっています。未解決分(23件)については、引き続き解決に向けて努めています。

平成22年4月の組織改正に伴い、各区役所保健部衛生課公害担当で行っていた公害苦情処理業務を、市内2箇所の環境共生センターに集約しました。集約化に伴い、苦情の受付から最初の調査までを3日以内に行った割合が前年度の82.0%から90.8%と

8.8ポイント増加し、市民からの相談に対して行政区を越えた迅速な対応が行えるようになりました。また、騒音測定や水質検査などの機器測定を行った件数が、前年度の50件から90件と増加し、より客観的な指導を行うことができました。

苦情受付から最初の調査までの日数

年 度	21		22	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)
当 日	370	60.8	369	61.6
3 日 以 内	129	21.2	175	29.2
1 週 間 以 内	81	13.3	47	7.8
8 日 以 上	29	4.8	8	1.3
合 計	609	100.0	599	100.0

(問い合わせ先：環境政策局環境企画部環境指導課 TEL 075-213-0928)

トイレの水洗化を考慮しておられる皆様へ

京都市では、**下水道整備区域外及び農業集落排水事業区域外**での生活排水対策として、トイレの汚水だけでなく、台所や風呂等の生活排水を併せて処理できる合併処理浄化槽の設置を促進しています。

浄化槽によるトイレの水洗化をされる場合、「**浄化槽設置の補助金交付制度**」がありますので、是非、ご利用ください。

補助金交付制度の対象

居住を目的とした専用住宅や事務所等を兼ねた併用住宅に浄化槽を設置される個人の方を対象としています。また、一つの浄化槽を2軒以上の住宅（複数戸）が共同利用する場合も補助金交付制度の対象となっています。

ただし、補助金の交付手続前に浄化槽の設置工事を始められた方は、補助金交付制度の対象とはなりませんのでご注意ください。

補助金の額

補助金の額は、国が示す標準設置額の**50%**としています。

人槽区分	補助金の額
5人槽	415,000円
6～7人槽	518,000円
8～10人槽	685,000円
11～20人槽	1,174,000円
21～30人槽	1,840,000円

※国が示す標準設置額は、年度により改定されることがあります。

※11人槽以上は、複数戸が共同利用する場合にのみ補助金交付制度の対象となります。

※水洗化用便器の取替工事や浄化槽本体部までの配管工事の費用は補助金交付制度の対象外です。

申込期間

平成23年12月28日（水）まで

（ただし、予算の範囲内で先着順となります。）

浄化槽の維持管理

設置後、浄化槽を良好に稼働させるため、浄化槽法に基づく次の検査や点検を受ける必要があります。専門の業者等へ依頼して下さい。

- ア 法定検査（毎年1回）
- イ 保守点検（毎年3回以上）※21人槽以上の場合は毎年4回以上
- ウ 清掃（毎年1回以上）

（問い合わせ先：環境政策局環境企画部環境指導課 TEL 075-213-0928）

微量PCBの分析費用の補助金交付のおしらせ

京都市では、電気機器のPCB濃度分析費用を補助する「微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業」を実施しています。補助事業は、今年度が最終年度となりますので、この機会に是非御利用ください。

PCBとは？

PCBは人体や環境にとって有害な物質です。1972年以降に製造されたトランス、コンデンサなどの電気機器には、絶縁油が微量のPCBに汚染されている場合があります。濃度の違いにより処分方法が異なるため、廃棄する前に濃度を調べる必要があります。

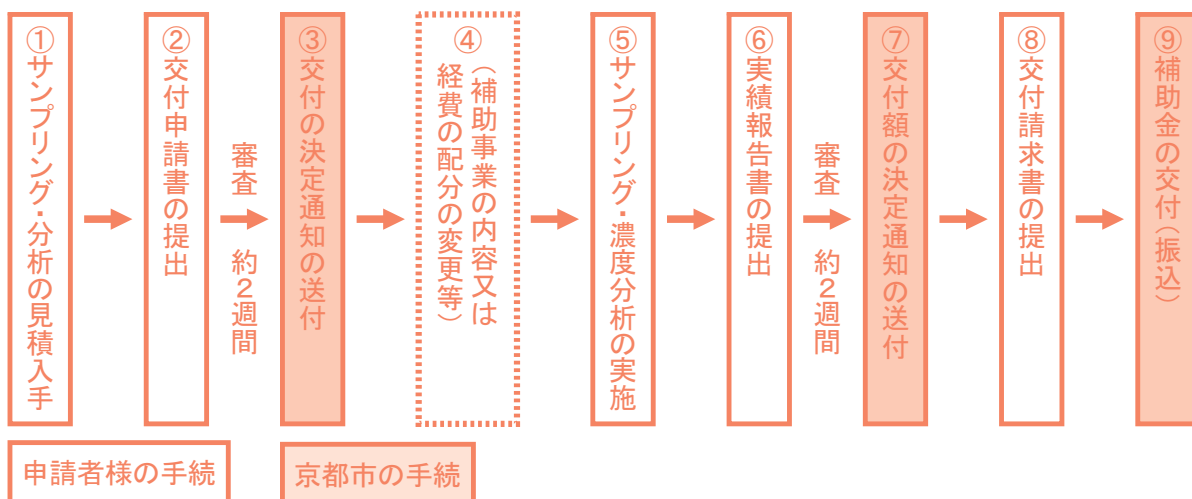
概要

- **対象者** ■ 京都市内で対象機器を保有している民間事業者及び個人
- **補助金額** ■ PCBの試料採取（サンプリング）及び分析費用の1/2（1検体の上限額15000円）
- **対象機器** ■ 次の電気機器で、使用を終えて保管中のもの。

1. トランス 2. コンデンサ 3. 計器用変成器 4. リアクトル
5. 遮断機 6. 整流器 7. 開閉器 8. 放電コイル 9. 中性点接地抵抗器

※トランスのみ、使用中でも対象としています。

- **申込期間** ■ 平成23年7月19日 ～ 平成24年2月17日



- **申請の流れ** ■ 交付申請書等（HP参照）を京都市事業系廃棄物対策室へ、御持参ください。PCBの試料採取（サンプリング）、濃度分析される前に申し込んでください。

○必要書類等、詳細についてはホームページを御参照ください。

京都市 微量PCB 補助金 で検索！！

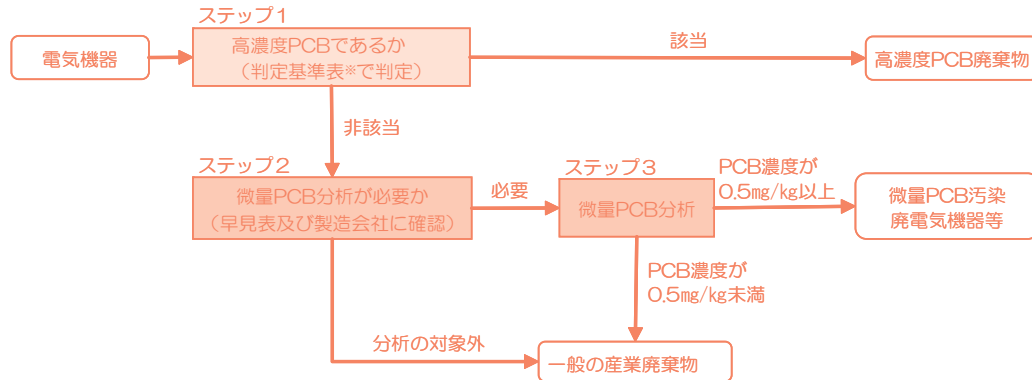
（問い合わせ先：環境政策局事業系廃棄物対策室 TEL 075-366-1394 FAX 075-221-6550）

補助の対象となる機器

補助の対象となる機器は、微量PCBの分析を行うことによって判ります。

まず、高濃度補助の対象となる機器に該当するかを確認（ステップ1）し、次に微量補助の対象となる機器分析が必要かどうかを下記の早見表及び製造会社に連絡（ステップ2）して、ご確認ください。下図のステップ1で高濃度PCBに該当するものや、ステップ2で分析の対象外となるものは、分析する必要はありません。

<電気機器のPCB調査の流れ>



※ 「PCBを使用して製造された電気機器等の判定基準表」：各メーカーからの情報をもとに作成されたもので、製造年や型式等によって、高濃度PCBに該当するかどうか確認できます。

<微量PCBの分析が必要な可能性のある機器早見表>

製造会社（旧名）	製造会社（現社名）	分析が必要な機器
(株)高岳製作所		1989年12月までに製造された機器
中国電機製造(株)		
東京芝浦電気(株)	(株)東芝	
(株)西島電機製作所		
日本コンデンサ工業(株)	ニチコン(株)	
(株)関西二井製作所		
日立コンデンサ(株)	日立エーアイシー(株)	
(株)日立産機システム		
三菱電機(株)		
二井蓄電器(株)	ケミコン山形(株) (日本ケミコン(株))	
東京電器(株)		
マルコン電子(株)		
大阪変圧器(株)	(株)ダイヘン	
(株)日立製作所		
(株)指月電機製作所		鉱物油使用機器：1989年12月までに製造された機器 合成油使用機器：1972年7月～1990年12月に製造された機器
日新電機(株)		1990年3月までに製造された機器
(株)愛知電機工作所	愛知電機(株)	1990年5月までに製造された機器
東光電気(株)		1990年10月までに製造された機器
松下電器産業(株)	パナソニック(株)	1990年12月までに製造された機器※1
(株)明電舎		2002年12月までに製造された機器
北陸電機製造(株)		2004年7月までに製造された機器
富士電機製造(株)	富士電機(株)	2004年8月までに製造された機器※2 (一部2003年8月まで)

※1：1990年12月までに製造された機器でも型式で分析対象外と分かるものがありますので、製造会社へお問合せください。

※2：2003年8月～2004年8月に製造された機器は分析対象外のものがありますので、製造会社へお問合せください。

※3：上記以外の変圧器（トランス）は絶縁油の入れ替えをすることがあります。その場合、入れ替え前と後の絶縁油にPCBが含まれていないことの証明があれば、分析の対象外となります。

※4：この「微量PCB分析対象機器早見表」は、簡易的に作成したものです。必ず製造会社に確認してください。

観光でも使えるカーシェアリング！

より環境に配慮し快適な観光を行っていただくために、今年度から京都市内の提携先に宿泊者を対象に、電気自動車（EV）によるカーシェアリングをはじめました！

京の思い出作りに、電気自動車（EV）を使ってみてはいかがでしょうか？

ご利用方法

お申込は、宿泊先の各提携ホテルの窓口にて受け付けます。本人確認のため、運転免許証をご持参ください。ご利用について、現地スタッフから必ず説明をお受けください。

電気自動車をお借りいただける提携宿泊施設

ホテル名	貸し出し場所
ウェスティン都ホテル京都	ウェスティン都ホテル京都
三井ガーデンホテル京都三条 松井本館 松井別館花かんざし	六角堂南駐車場



発行 **京都市環境政策局環境企画部環境管理課**

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル4F

TEL. 075-213-0930 FAX. 075-213-0922

URL : <http://www.city.kyoto.jp/kankyo/envm/>

京都市環境情報のバックナンバーは、以下のアドレスから御覧になれます。

URL : http://www.city.kyoto.jp/kankyo/envm/getemp/jo_ho/jo_ho.html



京都市印刷番号 第233124号